

3日 節分, 4日 立春, 11日 建国記念の日, 14日 聖バレンタインデー, 19日 雨水

13日(土) 15:00 新東名(豊田東~浜松いなさ) 開通!

富士山 河口湖畔から

February 改正情報・案内

①先月から、雇用保険の一部の書類でマイナンバーの記載が必要となっています(取得届、喪失届、育児・介護・高齢雇用継続の各給付金)。様式が変更されておりますが、旧様式でも届出可能です。ただし、個人番号登録届を後日提出します。

②昨年の通常国会からの継続審議となる労働基準法改正案ですが、今国会の議案一覧の情報では「審議中」となっているものの、政府・与党は、労働時間ではなく成果に対して賃金を払う「脱時間給(特定高度専門業務、成果型労働制の創設)」制度などを盛り込んだ案について、野党の反発が強く、夏の参院選を控えての会期延長は難しいため、秋以降に先送りする検討に入った模様です。

③労働政策審議会は先月15日、塩崎厚生労働大臣から諮問されていた「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」について、おおむね妥当とする答申を行いました。厚生労働省では開会中の通常国会への法案提出に向け、今後準備を進めることとしています。65歳以降新たに雇用される人を雇用保険の適用対象とするなどの改正のほか、育児・介護休業法などの見直し、マタニティハラメント防止に向けた男女雇用機会均等法の見直しなど、多岐にわたる改正が盛り込まれています。施行日: H29.1.1 (一部H28.4、H28.8~施行)

④健康保険の手当金請求や保険証の再発行では協会けんぽへ提出しますが、H28.3.22~愛知支部が移転します。新住所 〒450-6363 名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋 23階



☆ 現在の保険料率 ※ (労使折半料率) 健康保険 49.85 (愛知) / 1000、介護保険 7.9 / 1000
厚生年金保険 89.14 / 1000 雇用保険 5 / 1000 (建設業6 / 1000)

2. 名言名句

「人生、生きてるだけで丸儲け」

3. 法改正ワンポイント 雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱

① 介護休業給付の給付率を現在の40%から67%へ引き上げます (H28.8 施行予定)

② 雇用保険率が、15.5/1000 (うち失業等給付に係る率 12/1000)、建設業については18.5/1000 (同 14/1000) で上がります。※平成28年度における失業等給付に係る雇用保険率については弾力条項の規定に基づき、8/1000となっています。つまりH28.4~折半率でいうと4/1000で下がります。※予定ですので来月に再度ご案内します。4月分給与から本人から徴収する料率の変更が必要となります。他に、64歳以上(64歳到達後の4月1日以降)の労働者に関する保険料は免除されてきましたが、廃止される予定です。(H28.4 施行予定)

③ 妊娠・出産を理由とする不利益な扱いである「マタハラ」の防止策を企業に義務付けます。「相談窓口の設置」や「上司に対する研修の実施」など具体策や防止措置の対象となるマタハラ行為は省令や指針で定めます。

先送り?の模様の「H28.4 施行予定の労働基準法」の改正内容

- ① **年次有給休暇取得促進** 年次有給休暇年 10 日以上取得している労働者については、毎年 1 年以内での時季を定めての年 5 日の有給休暇付与をする義務が課されることとなります。義務違反については、罰則規定も予定されております。
- ② **フレックスタイム制の見直し** 清算期間の上限が、従来の 1 ヶ月から 3 ヶ月に引き上げられます。そしてそれに伴い 1 ヶ月あたりの過重労働を防止するため、フレックスタイム制が適用されている労働者でありかつ労働時間が 1 週平均 50 時間を超える者については、割増賃金を当該月ごとに支払う義務が課されます。
- ③ **特定高度専門業務、成果型労働制の創設** 使用者と労働者の書面による合意に基づき職務範囲が明確であり、かつ一定の年収要件（最低でも 1075 万円）を満たす労働者が、高度な専門的知識を要する業務、例えばアナリスト、コンサルタント、研究開発業務などに従事する場合には、労働時間、休日、割増賃金などの規定の適用を除外することが可能になります。
- ④ **企業単位での労使の自主的な取り組みの促進** 企業単位での労働時間などの設定、改善に向けた労使の取り組みを促進するため、企業全体を通じて設置する労働時間等設定改善企業委員会の決議により年次有給休暇の計画的付与等に関する労使協定に代えることができることとなります。
- ⑤ **健康確保目的の時間外労働に対する指導強化** 「労働者の健康が確保されるよう特に配慮しなければならない」旨を就業規則に規定する義務が課されるなど、労働者の健康確保のための行政の指導が強化されます。
- ⑥ **中小企業における月 60 時間超残業に対する割増賃金率の適用猶予廃止**(※平成 31 年施行)

4. 統計・情報

① マイナンバー制度の運用が 1 月からスタートし、自治体の窓口での「個人番号カード」の交付も始まった。一方、日本郵便は、昨年 10 月から配達が始まった「通知カード」について、配達時に不在だったり、実際に住んでいなかったりして手渡しできなかった 558 万世帯分（全体の約 1 割）を発行元の市区町村に返したと発表した。総務省は、通知カードが手元になくてもマイナンバーが記載された住民票の発行などで対応できるため、「制度全体に支障はない」としている。

(1 月 5 日)

② 厚生労働省は、健康保険証の番号や氏名、住所などの個人情報（約 10 万 3,000 人分）が流出したおそれがあるとして調査を開始した。流出した情報の対象者は 2005 年 3 月以前に生まれた人で、情報悪用による被害は確認されていないという。同省は、2008 年 4 月より前に病院や薬局が業務で作成した患者のリストが流出した可能性が高いとみている。(12 月 31 日)



HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

今年も 1 か月が早経過しました。暖冬が一変、都市部でも積雪となるなど極端な天候となっています。今月 13 日に待ちに待った、**新東名高速道路の「豊田東 JCT ~ 浜松いなさ JCT」間が開通**します！東名の渋滞緩和（愛知県内では豊田～音羽蒲郡間）や災害時の東名高速の代替ルートなど様々なメリットや効果が期待できます。個人的には、伊勢湾岸から直接に、そして走りやすい新東名へ入ることができるのは、大変うれしいことでもあります。なんとといっても**富士山を見にゆく**のにますます便利になります！毎年 12 月に必ず富士山を見に行くのですが、昨年末は行けなかったので、是非とも春には行こうと思っています。

そして、静岡（駿河湾の**生シラス**や**生桜えび**など）や山梨のグルメを食べに行く楽しみも増えるというものです。（上の写真は実は新東名ではなく、**東名高速の富士サービスエリア**にて！**SA**で食べられる**生シラスはココだけ**？新東名から清水 JCT で東名に入ることができます。）新東名で、今回新設されるパーキング「**岡崎 SA**、**長篠設楽原 PA**」は施設充実らしいので立ち寄るのも楽しみです。

皆さんの新東名のおすすめは何ですか？（S）